○内閣府令第三十九号

銀行法 (昭和五十六年法律第五十九号)及び関係法律の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正す

る内閣府令を次のように定める。

令和二年四月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

(銀行法施行規則の一部改正)

第一条

銀行法施行規則

次の表により、 改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

(昭和五十七年大蔵省令第十号) の一部を次のように改正する。

	備考 表中の []の記載は注記である。
	保するための措置が講じられているもの
	報の適正な取扱い及び安全管理その他の健全かつ適切な運営を確
	四 その行為に関し、その行為に関して取得した利用者に関する情
	三 第一号の契約を令和二年九月三十日までに締結するもの
	が困難となるもの
	りやむを得ず前号に規定する日までに同号の契約を締結すること
	定する新型コロナウイルス感染症をいう。)のまん延の影響によ
	置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規
	二 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措
	代行業に係る契約を締結する旨の意思を表示しているもの
	一の十第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに電子決済等
	一当該電子決済等代行業者及び銀行の双方が法第五十二条の六十
	当するものとする。
	済等代行業者の行為に限る。)であつて、次の各号のいずれにも該
	号に掲げる行為(法第五十二条の六十一の二の登録を受けた電子決
[項を加える。]	2 法第二条第十七項に規定する内閣府令で定める行為は、同項第二
第一条の三の三 [同上]	第一条の三の三 [略]
(電子決済等代行業に該当しない行為)	(電子決済等代行業に該当しない行為)
改正前	改正後

-	3	-
---	---	---

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第二条 信用金庫法施行規則 (昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後
(信用金庫電子決済等代行業に該当しない行為)
第九十九条の二 [略]
2 法第八十五条の四第二項に規定する内閣府令で定める行為は、同
項第二号に掲げる行為(同条第一項の登録を受けた信用金庫電子決
済等代行業者(法第八十五条の五第一項に規定する信用金庫電子決
済等代行業者をいい、法第八十五条の十一第六項の規定により信用
金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者(同条第
一項に規定する電子決済等代行業者をいう。)を含む。)の行為に
限る。)であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。
一 当該信用金庫電子決済等代行業者及び金庫の双方が法第八十五
条の五第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに信用金庫電
子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意思を表示しているも
0
二 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措
置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規
定する新型コロナウイルス感染症をいう。)のまん延の影響によ
りやむを得ず前号に規定する日までに同号の契約を締結すること
が困難となるもの
三 第一号の契約を令和二年九月三十日までに締結するもの
四 その行為に関し、その行為に関して取得した利用者に関する情

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則 (平成五年大蔵省令第十号) の一部を次のように改

正する。

次の表により、 改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

	三 第一号の契約を令和二年九月三十日までに締結するもの
	が困難となるもの
	りやむを得ず前号に規定する日までに同号の契約を締結すること
	定する新型コロナウイルス感染症をいう。)のまん延の影響によ
	置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規
	二 新型コロナウイルス感染症 (新型インフルエンザ等対策特別措
	思を表示しているもの
	でに信用協同組合電子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意
	方が法第六条の五の三第一項に基づき、令和二年五月三十一日ま
	一 当該信用協同組合電子決済等代行業者及び信用協同組合等の双
	とする。
)の行為に限る。)であって、次の各号のいずれにも該当するもの
	者(同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。)を含む。
	り信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業
	合電子決済等代行業者をいい、法第六条の五の九第六項の規定によ
	子決済等代行業者(法第六条の五の三第一項に規定する信用協同組
	項第二号に掲げる行為(同条第一項の登録を受けた信用協同組合電
[項を加える。]	2 法第六条の五の二第二項に規定する内閣府令で定める行為は、同
第百十条の二 [同上]	第百十条の二 [略]
(信用協同組合電子決済等代行業に該当しない行為)	(信用協同組合電子決済等代行業に該当しない行為)
改正前	改正後

備考 表中の [] の記載は注記である。	作っているとは作り言うに対している。	呆するための昔置が構じられているもの	報の適正な取扱い及び安全管理その他の健全かつ適切な運営を確	四 その行為に関し、その行為に関して取得した利用者に関する情

(施行期日) 附 則

1

2 この府令は、令和二年九月三十日限り、その効力を失う。 (この府令の失効) この府令は、 公布の日から施行する。